

平成 2 7 年

第 3 回 定 例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市



## 付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
5 1	監査委員の選任について	1
5 2	教育委員会の委員の任命について	3
5 3	公平委員会の委員の選任について	5
5 4	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	7
5 5	阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	9
5 6	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
5 7	平成 2 7 年度阿久根市一般会計補正予算（第 2 号）	別 冊



議案第 5 1 号

監査委員の選任について

下記の者を，監査委員に選任したいので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により，議会の同意を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	富 永 勉
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

監査委員 中津濱進氏が平成 2 7 年 9 月 2 7 日をもって任期満了となるので，その後任として 富永勉氏を選任しようとするものである。

富 永 勉 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市 ※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和 ※※年 ※※月 ※※日

学 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 5 2 号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を，教育委員会の委員に任命したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により，議会の同意を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	中 野 真 理
生年月日	昭和 ※※年 ※※月 ※※日

提案理由

教育委員会の委員 中 野 真 理 氏が平成 2 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので，更に同氏を任命しようとするものである。

議案第 5 2 号 参 考

中 野 真 理 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

生 年 月 日 昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

学 歴

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

職 歴

昭 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※



議案第 5 3 号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を，公平委員会の委員に選任したいので，地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により，議会の同意を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	坂 上 眞 理 子
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

公平委員会の委員 松 永 泰 子 氏が平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日をもって任期満了となるので，その後任として 坂 上 眞 理 子 氏を選任しようとするものである。

議案第53号参考

坂上眞理子氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

その他主な役職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 5 4 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を，固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので，地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により，議会の同意を求める。

平成 2 7 年 9 月 8 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	税 所 秀 雄
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 赤 木 勝 久 氏が平成 2 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので，その後任として 税 所 秀 雄 氏を選任しようとするものである。



議案第 5 5 号

阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 9 月 8 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が施行されることに伴い，保有する特定個人情報の適正な取扱いについて定めるため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例

阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第9項とし，第4項の次に次の4項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

6 この条例において「特定個人情報ファイル」とは，番号法第2条第9項に規定する特定個人ファイルをいう。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは，実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した特定個人情報であって，当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，公文書に記録されているものに限る。

8 この条例において「情報提供等記録」とは，番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第8条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は，利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意があり，又は本人の同意を得ることが困難であるときは，利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし，保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められ

るときは，この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は，番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き，保有特定個人情報を提供してはならない。

第9条中「前条第2項第3号」を「第8条第2項第3号」に改め，「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第12条第2項中「以下「法定代理人」という。」を「保有特定個人情報に係る請求をする場合にあっては，未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下「代理人」という。」に改める。

第13条第2項及び第14条第2号中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第21条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第24条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第26条第2項及び第27条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第32条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第33条中「提供先」の次に「（当該保有個人情報が情報提供等記録の場合にあっては，総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって，当該実施機関以外の者に限る。））」を加える。

第34条第1項本文中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え，同項第1号中「又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」を「第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき，番号法第20条の規定に違反して収集され，若しくは保管されているとき，又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」に改め，同項第2号中「第8

条第 1 項及び第 2 項」の次に「又は第 8 条の 3」を加え、同条第 2 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第 3 5 条第 2 項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第 4 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 8 条の次に 2 条を加える改正規定（第 8 条の 3 に係る部分に限る。）及び第 3 4 条第 1 項第 2 号の改正規定 平成 2 7 年 1 0 月 5 日
- (2) 第 8 条の次に 2 条を加える改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。）、第 2 1 条第 1 項の改正規定、第 3 2 条第 1 項の改正規定、第 3 3 条の改正規定及び第 3 4 条第 1 項の改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日



議案第 5 6 号

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 9 月 8 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が施行されることに伴い，個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について定めるため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中46の項を47の項とし，8の項から45の項までを1項ずつ繰り下げ，7の項の次に次の1項を加える。

8	個人番号の通知カードの再交付	1枚につき	500円
---	----------------	-------	------

第2条 阿久根市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中9の項を次のように改める。

9	個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
---	-------------	-------	------

附 則

この条例は，平成27年10月5日から施行する。ただし，第2条の規定は，平成28年1月1日から施行する。

